

明日から三者面談及び教育相談が始まります。今困っていることや不安なことについて、どんなささいなことでも担任の先生に話してみてください。また、3年生は進路についても検討していきます。自分が納得できる進路選択ができるよう事前にご家庭で話し合った上で面談に臨まれると、十分な話し合いができるかと思しますのでよろしくお願いいたします。

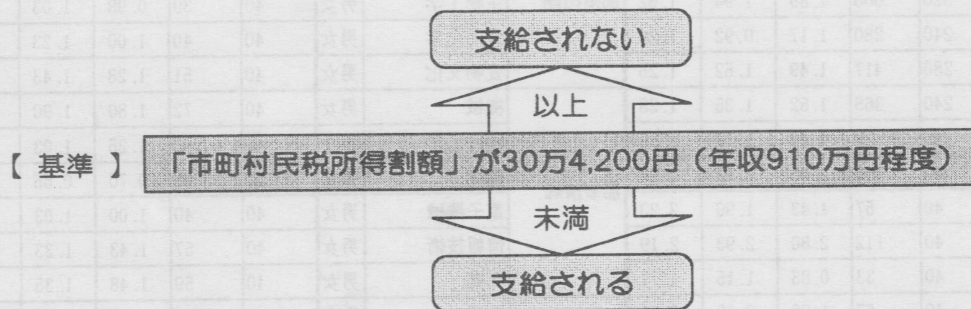
さて、今回は、今年度から変わった「高等学校等就学支援金」の概要と、11月5日に発表になった県の進路希望調査の結果（県立全日制）についてお知らせします。

## ■ 高等学校等就学支援金について

今年の4月から「高等学校等就学支援金」制度が変わっています。

今までは、全家庭に、公立高校の授業料を無償にすることと、私立高校の授業料に「就学支援金」を支給することをやっていましたが、今年からは収入に応じて行われるようになりました。

- 一定の収入未満の家庭に、国公立問わず、高校等の授業料の支援として「就学支援金」が支給されますが、その基準額以上の収入がある家庭の場合は授業料を負担することになります。



- ◆ 全日制は月額9,900円
- ◆ 公立の定時制は月額2,700円、定時制は月額520円
- ◆ 私立の定時制・通信制は月額9,900円
- ◆ 単位制の場合は支給額が異なります

- 私立高校では、「市町村民税所得割額」に応じてさらに増額されます。

市町村民税所得割額	相当年収額	支援金の加算率
	590万円程度	
15万4,500円	}	1.5倍（全日制の場合14,850円/月）
	350万円程度	
5万1,300円	}	2.0倍（全日制の場合19,800円/月）
	250万円程度	
0円	}	2.5倍（全日制の場合24,750円/月）

- ◆ 市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算によって判断されます
- ◆ 年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生以上1人、中学生1人の4人世帯の場合を想定した目安になります

- 「就学支援金」を受け取るためには、高校に入学後「申請書」と「課税証明書」の提出が必要になります。これらは、「就学支援金」を受け取るために毎年提出することになります。

- 平成25年度までに高校等に在籍していた人（2年生以上）は、以前の制度がそのまま継続されます。